

こんなとき	届出・申請に必要なもの等
<p>◎高額療養費の申請をするとき</p>	<p><b>★該当の方には住民課から勧奨通知いたします（勧奨通知より前に申請はできません）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額療養費支給申請書（勧奨通知に同封いたします）</li> <li>● 該当の領収書（原本はコピー後、返却いたします） または支払い証明書</li> <li>● 世帯主の認め印（朱肉を使用するもの）</li> <li>● 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの （マイナンバーカードまたは通知カード）</li> <li>● 振込希望口座がわかるもの（原則、世帯主に振込）</li> <li>● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの1点、顔写真のないもの2点）</li> </ul>

※払戻が発生した世帯には、診療月の2ヶ月後以降に勧奨通知を送付します。

※同封の申請書および該当の領収書を添えて申請してください。

※世帯主以外に振込希望の場合は、申請書最下欄に世帯主の署名・押印が必要です。

